

正上内区会規約

(名称)

第1条 本会は、正上内区会と称して、事務局を正上内公民館内におく。

(目的)

第2条 会員相互の理解と協力により、住みよい、心豊かな区づくりの推進を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、正上内地区内に居住する者を以て、構成し運営する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 環境衛生及び社会福祉並びに公共に関すること。
- 2 地域コミュニケーションの向上に向けて地域活性隊の運用に関すること。
- 3 区会規約の別表-2に定める各種団体の活動に対して必要と認められる協力及び助成
*助成額については「正上内区グループ活動への助成規定」による。
- 4 その他必要と認められる事項。

(運営資金と資金の運用)

第5条 本会は、会員（一世帯当り）年間4,000円の会費及び寄付により運営する。

- 1 会費の納入方法：下記金額を各部毎に取りまとめ、会計担当宛納入する。

上半期 4月末日納入	2,000円
下半期 9月末日納入	2,000円
- 2 会費の運用に当たっては、質素節約を旨とする。

(役員)

第6条 本会は次の役員をおく。

役職名	人員	摘要
区長	1	
副区長	1	
会計	1	
監事	2～3	
公民館長	1	区長兼務
防災隊長	1	副区長兼務
部長	6	
班長	27	
相談役	若干名	前任区長等

(役員選出)

第7条 役員を選出方法は以下とし、総会の承認を得る。

- 1) 区長及び副区長・会計・監事の選出
各部より役員候補者1名選出する。選出方法は各部に一任とする。
各部より選出された役員候補者6名による話し合いで区長及び副区長・会計・監事を選出する。
- 2) 部長、班長の選出
各部の任意選考方法により選出する。
- 3) 相談役への就任依頼
区長経験者等に相談役への就任をお願いする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残期間とする。但し班長は、任期及び欠員対応を各部に一任する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

役職名	任 務
区 長	本会を代表し、市との連絡調整、その他区全般の総括
副区長	区長の補佐
会 計	区内全般の会計をつかさどる
監 事	会計監査
公民館長	公民館の管理
防災隊長	防災全般の対応
部 長	各部の総括および区長の補佐
班 長	各班の総括および部長の補佐
相談役	区会運営全般に対しての助言、支援

(区会ホームページ(H P)管理者)

第10条 正上内区会ホームページ管理者をおく。
地区内(原則)から、ホームページに関する知識を有する方に管理運営をお願いする。

(役員及びH P管理者の手当)

第11条 役員等の手当は別表-1とし、変更する場合は役員会で決定し、総会へ報告する。

(会議)

第12条 区会の会議は総会並びに本部会議、臨時総会及び役員会とし、会議は出席対象者の過半数出席を以て成立し、議決は出席者の過半数を以て成立する。

1 総会：全区民対象

(1)区長の招集により、毎年4月上旬に開催する。

(2)総会に付すべき事項

- A 事業計画および予算に関すること
- B 決算(公民館決算含む)に関すること
- C 規約の改正
- D 各種引継ぎ事項
- E その他必要事項

2 本部会議・臨時総会

区長が必要と認めたとき開催することができる。本部会議の出席者は、通常は、防災隊長までとするが、区長が必要と認めた時は、他の役員等を含めることができる。

3 役員会

区長が必要と認めたとき開催することができる。

役員会の出席者は、通常は部長までとするが、区長が必要と認めたときは、他の役員等を含めることができる。

(物品の管理)

第13条 本会の所有する物件物品の使用については、共有物である趣旨を理解し責任をもって使用する。

(表彰)

第14条 区会発展のため特に功労があった者には記念品を贈呈し謝意を表する。

(弔慰金等)

第15条 正上内区会員が逝去した際、弔慰金を贈る。

- (1)弔慰金5,000円とする。
- (2)弔慰担当は該当部長とし、部長不都合時は、該当班長が代行する。
- (3)返礼品は無しとする。
- (4)訃報対応(回覧・HPアップ・他)は別紙「班長による当家意思確認書」による。

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年3月1日～翌年2月末日までとする。

(新規入会)

第17条 本会への新規入会者は、正上内地区内に居を構え、入会を希望し、下記会費を納入した時点で会員資格を有する。

(1)入会費 : 10,000 円

(2)年会費 : 年度初期4月1日から5月31日迄の入会者は、5条の会費に準拠し、他は下記とする。

A 入会希望した日から年度末(翌年の3月31日)迄の日数が6ヶ月未満の者: 年会費不要

B 入会希望した日から年度末(翌年の3月31日)迄の日数が6ヶ月以上の者: 2,500 円

(協力団体)

第18条

石岡市消防本部・消防団・第6分団が当地区を管轄されている、この第6分団を協力団体と称し、協力金を年額30,000円とする。

※ 改版履歴

初版 平成13年4月1日

2版 平成21年4月1日 区費金額会計年度他

3班 平成26年4月1日 第6条班長の数、区長部長の摘要、第7条役員選出

4版 平成30年4月1日 入会金・地域活性隊及び本部会議の設置他

5版 2019年4月1日 改訂実施

6版 2020年4月1日 改訂実施(区費・監事数・会計年度)

以上

※ 別表—1・別表—2は、ホームページには非掲載とします。